

## 答申

### 1 審査会の結論

福岡県公安委員会（以下「実施機関」という。）が、令和6年10月10日福岡県公安委員会発第132号で行った公文書非開示決定（以下「本件決定」という。）は妥当である。

### 2 審査請求に係る対象公文書の開示決定状況

#### (1) 審査請求に係る対象公文書

審査請求に係る対象公文書（以下「本件公文書」という。）は、平成15年1月23日から最新までの福岡県久留米市諏訪野町7番地8北側道路（通称市場通り）及び同町2546番地、同町2560番地20、同町2561番地8から2560番地20付近の道路における時間帯規制違反に関する交通取締件数の月別又は年別の集計（個別事件の内容や詳細ではなく、単なる件数の統計情報）である。

#### (2) 本件公文書の開示決定状況

実施機関は、本件公文書を作成し、又は取得しておらず、存在しないとして、福岡県情報公開条例（平成13年福岡県条例第5号。以下「条例」という。）第11条第2項の規定により、本件決定を行った。

### 3 審査請求の趣旨及び経過

#### (1) 審査請求の趣旨

審査請求の趣旨は、本件公文書を開示するよう求めるというものである。

#### (2) 審査請求の経過

ア 審査請求人は、令和6年9月24日付けで、実施機関に対し、条例第6条第1項の規定により、公文書開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。

イ 実施機関は、令和6年10月10日付けで、審査請求人に対し、条例第11条第2項の規定により、本件決定を行い、その旨を審査請求人に通知した。

ウ 審査請求人は、令和6年10月15日付けで、本件決定を不服として、実施機関に対し、審査請求を行った。

エ 実施機関は、令和7年1月30日付けで、当審査会に諮問した。

### 4 審査請求人の主張要旨

- (1) 交通取締りに関する統計データは、通常警察業務の一環として管理されているべきものであり、それが「存在しない」とする決定は合理的ではない。特に、時間帯規制違反に関する取締りは市民の安全に直結する重要な業務であり、その統計情報が適切に管理されていないことは、公文書等の管理に関する法律（平成21年法律第66号。以下「公文書管理法」という。）及び警察の業務上の責任に反している。
- (2) 警察は交通規制に基づく取締りの統計を作成し、それに基づいて安全対策を実施しているはずであり、統計データが存在しないという実施機関の主張は、取締りが適正に実施もしくは管理されていないことを意味するものである。
- (3) 交通事故総合システムには、地点登録された検挙データが記録されており、場所や期間を指定してデータを抽出できることが他の審査請求における答申で示されている。この技術を活用することで、時間帯規制違反の統計を作成することは十分に可能である。また、「時間帯規制」という重要な交通規制に対応する業務コードや補足情報が登録されていないことは、警察業務の管理体制の欠陥を示している。この不備を理由に情報を公開しないことは、行政の責任を放棄する行為である。
- (4) 場所を指定して全件の検挙データを抽出し、時間帯規制以外の違反種別を除外する方法で、時間帯規制違反の統計情報を作成することが可能である。また、交通切符や取締り記録など、システム外の資料を調査することで、請求対象に該当する統計情報を特定することが可能であり、これを怠るのは情報管理の不備といえる。
- (5) 時間帯規制違反の統計情報は、警察業務の透明性確保と交通安全対策の信頼性向上のために重要である。この情報を非公開とすることは、市民の利益を損なう行為である。もし統計情報が存在せず、また作成できないのであれば、警察は時間帯規制の取締りにおいて不適切な運用を行っている可能性がある。統計の不存在は、違法な取締りが行われている証拠となり得る。
- (6) 警察は、市民の交通安全を守るために正当な業務を遂行する義務がある。本件において統計情報を開示しないことは、その説明責任を放棄する行為であり、裁判において行政の正当性が問われる可能性が高まる。
- (7) 切符管理システムには違反日時、違反場所、違反種別が登録されているとのことである。そのうち時間帯規制違反とは、特定の場所において特定の時間帯のみに成立する違反である。つまり、場所と日時、規制内容を組み合わせれば識別できる違反類型であり、単に業務コードがないという理由だけでデータが存在しないと断定するのは不合理である。

- (8) 対象地点周辺には、道路標識設置基準に違反している等の問題がある標識が2種類存在する。このような基準に適合しない標識環境の中で取締りが継続して行われ、検挙が繰り返されていた可能性がある以上、検挙件数という統計情報を開示し、取締りの適正性を検証する必要性は一層高い。
- (9) 対象地点では、長期間にわたり取締りが行われていたことが複数の警察官及び近隣住民の証言によって確認されている。特に複数の警察官の証言は公文書として保管されている。このような状況で、大多数の検挙が行われていた可能性があるため、検挙件数を開示してもらい、取締りの適正性を検証する必要がある。
- (10) 公文書管理法第4条は行政機関に対し、業務の合理的な跡付けができる文書を作成、保存する義務を課している。時間帯規制違反の取締り実績は、交通安全行政の評価改善に不可欠な基礎資料である。それをコードがないからと集計せず、不存在とするのは公文書管理の在り方として重大な問題である。

## 5 実施機関の説明要旨

本件開示請求における請求内容は、特定の期間、特定の地域における交通違反の取締り件数を集計した公文書であるが、実施機関は、請求内容に係る公文書は作成しないうえ、関係所属等からの提出により、取得した事実も一切ないことから、対象となる公文書は存在せず、本件決定を行った。

## 6 審査会の判断

### (1) 都道府県公安委員会及び都道府県警察の役割等について

#### ア 警察法上の役割について

都道府県警察は、警察法（昭和29年法律第162号）第36条第1項の規定により設置され、同条第2項及び同法第2条第1項の規定により、当該都道府県の区域について、犯罪の予防、鎮圧及び捜査、被疑者の逮捕、交通の取締りその他公共の安全と秩序の維持に当たることを責務としている。

一方、都道府県公安委員会は、同法第38条第1項の規定により設置され、同条第3項において、都道府県警察を管理するとされている。なお、公安委員会制度は、警察行政の民主的な管理と政治的中立性を確保する目的で導入されたものであり、公安委員会が警察の個々の具体的活動について直接の指揮監督を行うものではない。

福岡県においては、公安委員会は知事が任命する5人の委員で構成され、原則として毎月4回定例会を開催し、その権限に関する事項等について協

議・決裁を行うほか、治安上の重要課題等について福岡県警察（以下「県警察」という。）から報告を受けるなどして管理を行っている。

#### イ 交通取締りの実施に係る権限について

都道府県警察では、道路交通法（昭和35年法律第105号）第126条第1項の規定により、反則者に反則行為の告知を行うなどの交通取締り等を実施している。一方、同法において都道府県公安委員会には交通取締りを行う権限は与えられていない。

なお、県警察では、交通取締りに係る検挙情報について、交通切符等そのものを保管しているほか、交通切符等に記載された情報を専用の情報管理システムに登録し、データ管理している。また、当該システムに登録されたデータを活用し、交通安全対策の立案や交通事故等の防止活動に役立てるため、県内における交通取締りに関する統計資料を作成し、県警察ホームページ等で公表している。

#### ウ 実施機関における文書管理について

実施機関における公文書の管理については、福岡県公安委員会公文書管理規則（平成14年福岡県公安委員会規則第9号。以下「公文書管理規則」という。）で定められており、実施機関が管理する公文書は、公文書管理規則第6条第1項各号において、

- ・公安委員会の会議録（公安委員会の会議に提出された公文書であって、公安委員会が会議録と併せて管理することが必要と認めたものを含む。）（第1号）
- ・警察法第43条の2に規定する事務に関する公文書（第2号）
- ・公安委員会又は公安委員会の委員長若しくは委員宛ての苦情、要望等及びその処理に関する公文書（第3号）
- ・前3号に掲げるもののほか、公安委員会が自ら管理することが必要と認めた公文書（第4号）

と規定されている。

なお、同条第2項において、「前項に規定する公文書以外の公文書は、福岡県警察本部長が管理するものとする。」と規定されている。

### (2) 本件決定の妥当性等について

#### ア 本件決定の妥当性について

(ア) 実施機関は、本件公文書を作成しない上、関係所属等からの提出により、取得した事実も一切ないと説明している。一方、審査請求人は、交通取締りに関する統計データは、通常、警察業務の一環として管理されているべきものであり、存在するはずだと主張している。

- (イ) 上記(1)イのとおり、交通取締りの実施やそれに係る検挙情報の管理・集計は県警察において行われていることからすると、本件公文書を作成しないとする実施機関の説明に不合理な点は認められない。
- (ウ) 次に、上記(1)アのとおり、実施機関は警察法第38条第3項の規定により県警察を管理する立場であることから、当審査会が、実施機関に対し、県警察から本件公文書を取得した事実はないか説明を求めたところ、実施機関は、定例会等において警察行政の運営の状況を把握するため、県下全体の交通取締りの状況等について報告を受けることはあるが、本件公文書のような個別の場所における交通取締りの状況について報告を受けることはなく、文書を取得することもないとのことであった。
- 県警察が公表している交通年鑑によると、県内の交通取締り件数は年間20万件超と多数に上っており、かつ実施機関が県警察の個々の具体的活動について直接の指揮監督を行っていないことに鑑みると、県内の特定の地域における交通取締りに係る本件公文書を取得していないとする実施機関の説明は不自然とは言えない。
- (エ) なお、実施機関が管理する公文書は、上記(1)ウのとおり、公文書管理規則第6条第1項各号に定められているが、本件公文書が同項第1号から第3号までの文書に該当しないことは明らかである。また、実施機関に確認したところ、同項第4号に該当する公文書は、全国会議の開催通知や公文書ファイル管理簿など、実施機関の庶務事務に必要な文書とのことであるが、交通違反の取締りや統計情報の作成を自ら行うことのない実施機関が、事務の遂行上本件公文書を自ら管理することが必要であるとする事情も認められない。よって、本件公文書は同項第4号にも該当しないと認められる。
- (オ) 以上のことから、本件公文書を作成及び取得しておらず、存在しないとする実施機関の説明に、不合理な点は認められない。

## イ 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、その他種々主張しているが、当該主張は、実施機関が行った本件決定の妥当性を判断する機関である当審査会の判断を左右するものではない。

以上の理由により、「1 審査会の結論」のとおり判断する。